

宗像市農業振興計画(案)

平成 年 月 日

福岡県 宗像市

はじめに（市長）

事務局作成

目 次

1. 本市の農業を取り巻く情勢	4
2. 農業振興の基本方針	5
3. 施策体系	6
4. 基本方針を実現するための施策の方向	7
施策1：多彩な担い手の育成	7
施策2：地産地消の推進	8
施策3：多彩でたくましい農業の振興	9
施策4：農業を通じた地域環境の保全	12
施策5：グリーンツーリズムの推進	13
5. 重点施策	14
6. 推進体制図	15
7. 基本目標	16
8. 参考資料(用語解説)	17

農業振興計画の策定について

1. 策定の趣旨

宗像市(以下、本市)は、平成15年4月1日に旧宗像市と旧玄海町が、平成17年3月28日に旧大島村が合併して誕生しました。合併前はそれぞれの市町村で独自の農業振興施策を展開しておりました。合併後は、平成17年度に「総合計画」が策定され、平成18年度に「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」を、平成19年度には「農業振興地域整備計画」を策定して、新しい市の今後の農業振興の方向性を決めました。本農業振興計画は、これらの計画をもとに農業振興を図るための行動指針として策定するものです。

2. 計画の位置づけと目標年次

- (1) この計画は、本市の農業施策を総合的かつ効果的に実施するための基本計画とします。
- (2) この計画は、農業者の経営や生活の安定・向上とともに、安全な食料の供給や自然環境の保全など、農業・農村がもつ多面的な機能の維持増進を図り、市民生活の向上を目指す指針とします。
- (3) この計画は、平成26年度を目標年次とし、必要に応じた修正を行いつつ、弾力的に運用します。

1. 本市の農業を取り巻く情勢

宗像市（以下、本市）農業の特性、問題点や農業を取り巻くわが国の社会情勢を踏まえた本市農業の主要課題の概要は、下記のとおりです。

1) 本市農業の特性

特性1：水稻、麦など水田農業による土地利用型農業が盛ん
特性2：多様な農産物を生産
特性3：第2種兼業農家が6割の農家構成
特性4：福岡市、北九州市など大消費地に近い
特性5：都市と農村交流の多様な取り組みを振興

2) 本市農業の問題点

問題点1：後継者や新たな担い手の不足と営農意欲の減退
問題点2：耕作放棄地の増加
問題点3：農業や農地の多面的機能に対する理解が十分に定着していない

3) 農業を取り巻く社会情勢

①食の安全性や健全な食生活に対する関心の高まり
②多様化・高度化する消費者ニーズ
③農業の構造改革の立ち遅れと農政改革
④認定農業者への施策の集中
⑤農村の衰退と農業・農地の持つ多面的機能への期待
⑥FTA、EPA の進展と貿易環境の変化
⑦深刻化する食料問題や環境問題

4) 本市農業の主要課題

①多彩な担い手の育成
②市民ニーズに対応した食料の供給
③豊かな食料の生産
④環境との調和と多面的機能の発揮

詳細は、事務局作成

2. 農業振興の基本方針

方針1 多彩な担い手の育成

- 次代を担う就農者の育成・確保を進めるとともに、認定農業者、集落営農組織等意欲ある農業者を企業的農業経営体として育成します。また、女性農業者や高齢農業者の支援等多彩な担い手づくりを推進します。

方針2 地産地消の推進

- 学校給食や直売所出荷など市民に新鮮で安全な農作物を供給するための地域内での流通と消費の仕組みをつくることにより、生産意欲の向上による農業の振興を図ります。
- 食に対する理解を深め、地元農産物の消費拡大を図るために、産地直売などを通じて生産者と消費者が顔の見える関係や地元農産物に触れる機会を増やすなど、農業者（生産者）と市民（消費者）の相互理解を図ります。

方針3 多彩でたくましい農業の振興

- 水稻、麦、大豆、野菜や果樹、花きなどを始めとする多様な品目の農業生産の振興、直売も視野に入れた新たな販路の確保とブランド化の推進など、消費者ニーズにあった安全・安心で新鮮な農産物の生産と供給を進めます。
- 効率的で生産性の高い農業基盤の整備や優良農地の保全を図ります。

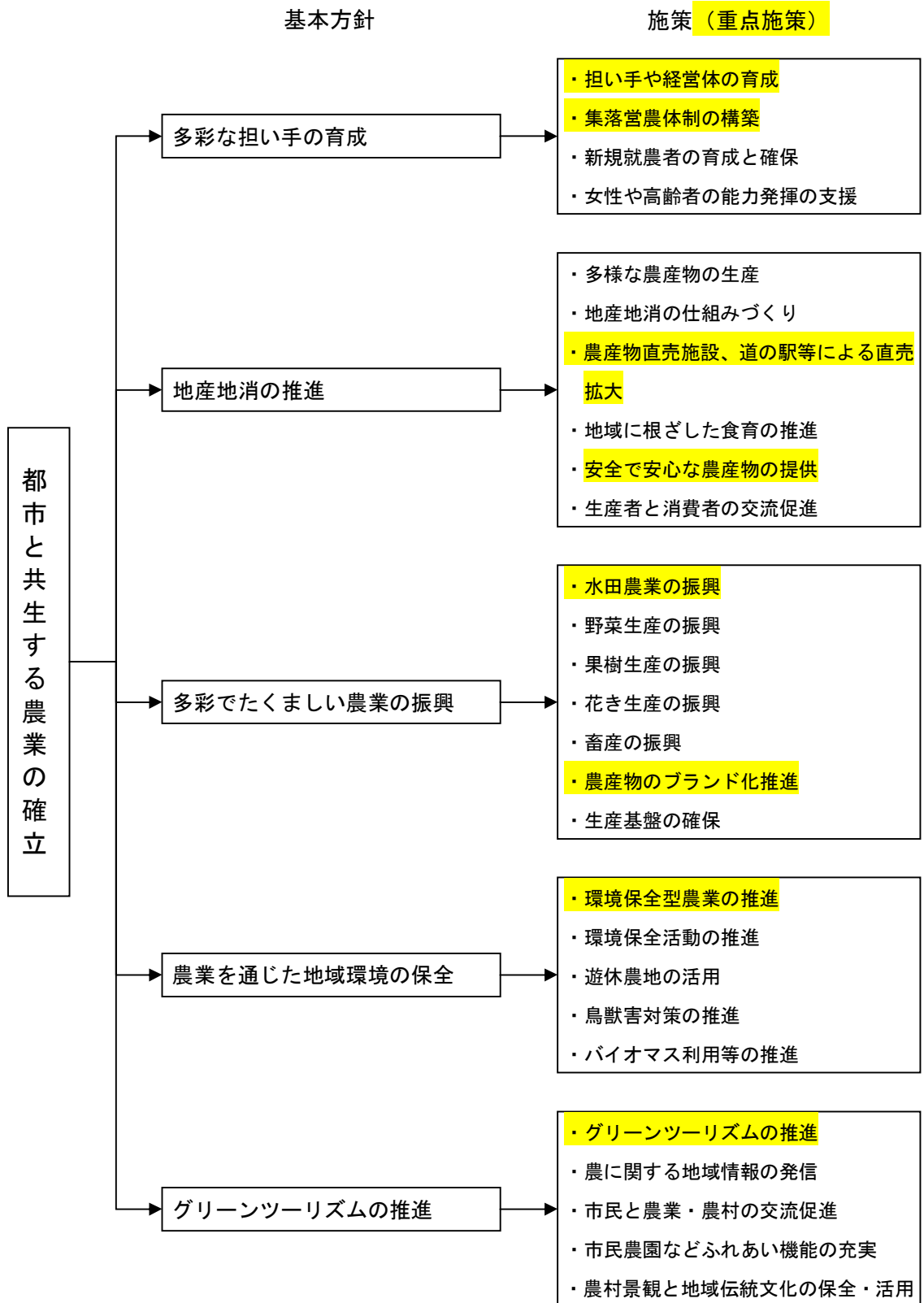
方針4 農業を通じた地域環境の保全

- 農地の多面的機能のうち環境保全機能については、農薬や化学肥料等の使用により、環境への負荷が懸念されています。このため、農地が持つ多面的機能の維持・増進に向け、有機栽培や無農薬・減農薬栽培の拡大を図るとともに、地域ぐるみでの農地・水・環境保全向上対策の推進、資源循環型農業の推進など、農業を通じて地域環境の保全を図ります。

方針5 グリーンツーリズムの推進

- 農山村の多彩な地域資源、多面的機能を活かして、都市との交流を活発化させることにより、地域活力の向上を図り、魅力ある農村づくりを推進します。

3. 施策体系



4. 基本方針を実現するための施策の方向

施策1：多彩な担い手の育成

①担い手の育成と確保

本市農業の持続的な発展を図るため、担い手となる農業者や経営体の育成をはじめ、次代を担う就農者の確保・育成を進めるとともに、女性農業者や高齢農業者、集落営農組織の育成を進めるなど、意欲ある多彩な担い手によって支えられた農業を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体 ¹
(1) 担い手や経営体の育成	①法人設立の推進と支援 ②認定農業者の育成 ③農業制度資金の周知と制度の活用 ④農業経営研修の開催と経営相談機能の充実	市 農委 J A 振興C 普及C
(2) 集落営農体制の構築	①集落営農の普及活動の推進 ②集落営農組織の育成	市 農委 J A 振興C 普及C
(3) 新規就農者の育成と確保	①企業退職者等の就農支援 ②新規就農者の支援 ③農業後継者の育成・資質の向上	市 農委 J A 振興C 普及C
(4) 女性や高齢者の能力発揮の支援	①家族経営協定の締結促進 ②男女共同参画の普及・啓発 ③女性や高齢者の起業支援 ④高齢農業者の活躍の場の確保	市 農委 J A 振興C 普及C

¹ 実施主体の略称は下記の通り

普及C＝北筑前地域農業改良普及センター、J A＝J Aむなかた、振興C＝むなかた地域農業振興センター、農委＝宗像市農業委員会、市＝宗像市

施策 2：地産地消の推進

①生産と流通

農産物の適量適品目生産体制づくりや、生産者、流通・小売関係者、消費者の3者のつながりの創出・拡大、農産物の地場流通の仕組みの強化などにより、生産者と消費者との信頼関係に基づいた地産地消を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 多様な農産物の生産 (適量適品目生産)	①多品目周年生産の体制づくり ②多品目型産地づくりに向けた支援策	J A 普及 C 市
(2) 地産地消の仕組みづくり	①食品産業等における地場農産物の利用拡大 ②いつでもどこでも地場農産物が入る仕組みづくり ③学校給食での地場農産物の利用拡大 ④地産地消の普及・啓発活動の推進	J A 市 普及 C
(3) 道の駅、農産物直売施設等による直売拡大	①農産物直売施設の活動促進 ②道の駅、農産物直売施設等による販路の拡大	市 J A 普及 C

②生産者と消費者の食の相互理解

新鮮で安全・安心な食を求める市民ニーズに応え、健康で豊かな食生活を実現するため、安全・安心な農産物の提供や、食と農の理解促進を図るための食育の推進や生産者と消費者の交流を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 食育の推進	①食育推進計画の策定 ②食育活動の推進 ③地域の郷土料理の伝承・PR ④学童農園の整備	市 J A 普及 C 農業者
(2) 安全で安心な農産物の提供	①安全な農産物の生産方式の普及 ②トレーサビリテイの導入促進 ③消費者への安全・安心のPR	J A 普及 C 市 農業者
(3) 生産者と消費者の交流の促進	①生産者や農産物の情報提供 ②生産者と消費者との交流機会の提供	農業者 J A 市 普及 C

施策3：多彩でたくましい農業の振興

①水田農業の振興

経営の安定化・効率化、生産調整システムの確立、「売れる米づくり」の推進により、本市の農業の基幹をなしている水田農業主体の土地利用型農業の振興を図ります。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 経営安定と生産コストの縮減	①担い手への農地の利用集積 ②水田農業を担うオペレーター組織の育成 ③大型機械の導入・更新支援 ④複合経営への転換促進 ⑤経営相談・支援機能の強化	農委 JA 市 普及C
(2) 国の施策の活用	①品目横断的経営安定対策の推進 ②米政策改革推進対策の推進 ③米と麦・大豆の集団転作の維持発展	農業者 JA 市 普及C
(3) 売れる米づくりの推進	①減農薬・減化学肥料栽培の促進 ②食味の向上とブランド化推進 ③高く売れる販路開拓	農業者 JA 振興C 普及C

②主要農産物の生産振興

多彩な農産物の生産性や収益性を高め、安全・安心で品質の高い農産物の生産振興を図ることにより、強い農業を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 野菜生産の振興	①農薬の適正使用と生産履歴記帳の徹底 ②生産規模の拡大支援 ③機械化の支援 ④複合経営への転換等による経営の安定化 ⑤養液栽培など施設集約型農業の促進	農業者 J A 普及C 振興C 市
(2) 果樹生産の振興	①農薬使用を抑えた病虫害対策の支援 ②新たな販路開拓（直販施設の整備） ③高付加価値化への転換（加工施設の整備）	農業者 J A 普及C 振興C 市
(3) 花き生産の振興	①優良種苗や革新技术の導入 ②省エネルギー対策をはじめとした生産コストの低減 ③産地形成とブランド化の推進 ④法人経営体への移行奨励と効率経営支援	農業者 J A 普及C 振興C 市
(4) 畜産の振興	①安全で品質の高い畜産物の生産 ②家畜排せつ物の適正管理 ③家畜飼料の自給率の向上 ④就労環境の改善 ⑤畜産物産地のPR強化	農業者 J A 普及C 振興C 市

③農産物のブランド化推進

消費者ニーズの多様化・高度化や経済社会のグローバル化に伴う国際的な産地間競争の激化に対応し、本市の農産物の市場優位性を確保するため、農産物の高付加価値化とブランド化などの販売戦略を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) ブランド化の推進	①ブランド育成	J A 市
(2) 販売戦略の展開	①効果的なP Rの推進 ②販路拡大の推進	J A 農業者
(3) 農業の6次産業化 (農から工、商への展開)	①交流拠点(農産物直売施設、道の駅等)や農産加工施設等の運営支援 ②特産品開発の推進	市 農業者 J A 普及C

④生産基盤の確保

水稻、麦、大豆をはじめとした農産物の生産性や効率性の向上を図るため、担い手への農地の利用集積や優良農地の保全、農業用基盤・農業用施設の改修・改良などを進めます。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 担い手への農地の利用集積	①担い手への農地の利用集積	J A 農委 市
(2) 優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進	①農業振興地域整備計画等による農地の適正管理 ②農地パトロールの強化と地図情報システムの充実 ③優良農地の保全・確保体制の確立 ④スプロールの開発等の抑制	市 農委
(3) 生産基盤と農業用施設の改修	①用排水施設の改良・整備 ②畑地や転作田の排水対策の推進 ③農道の修繕・整備 ④ため池の修繕・改修	市 県 農業者

施策4：農業を通じた地域環境の保全

①持続可能な農業の推進

環境と調和した持続性の高い循環型農業の普及、定着を図るとともに、農地・水・環境保全向上対策などの推進により地域ぐるみで環境保全に取り組むことにより、農業を通じた地域環境の保全を進めます。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) 環境保全型農業の推進	①有機農業、有機物による土づくりの推進 ②低農薬、低化学肥料の推進 ③エコファーマー、減化学肥料・減農薬認証農家の育成 ④環境に配慮した農産物の特産化の推進	農業者 J A 振興C 普及C 県
(2) 環境保全活動の推進	①農地・水・環境保全向上対策の活動支援 ②中山間地域等直接支払制度による環境保全活動の推進	農業者 市 J A
(3) 遊休農地の活用	①牛の放牧の普及促進 ②農地パトロールの強化と地図情報システムの充実	農業者 市 農委 J A
(4) 鳥獣害対策の推進	①総合的な被害防止対策の確立 ②有害鳥獣の駆除対策の強化	農業者 市 J A

②資源循環型社会形成に貢献する農業の推進

食や農などに関わるバイオマス資源の有効な活用を検討し、資源循環のシステムづくりに取り組みます。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) バイオマス利用等の推進	①畜産農家と耕種農家の共同による良質なたい肥づくり	農業者 市

施策5：グリーンツーリズムの推進

①都市との交流による農山村地域の活性化

農村地域がもつ多彩な地域資源を積極的に活用することにより、活力ある農村づくりを実現するため、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流を定住促進につなげていくための施策を展開します。

項 目	方 向 性	実施主体
(1) グリーンツーリズムの推進	①農山村体験交流プログラムの企画・開発と実践 ②交流拠点（農産物直売施設、道の駅等）の活用	農業者 市 普及C
(2) 農に関する地域情報の発信	①多様な情報媒体を活用した情報発信 ②総合的な情報窓口の活用	市 JA 県 農業者
(3) 市民と農業・農村との交流及び理解の促進	①農業まつりの開催 ②交流会（枝豆狩り交流会、産地見学会等）の開催	JA 農業者 市
(4) 市民農園などふれあい機能の充実	①市民農園・シルバー農園の整備 ②もぎ取り園・オーナー園の拡充	農業者 市
(5) 農村景観と地域伝統文化の保全・活用	①中山間地域等直接支払制度の取り組みの継続と改善 ②豊かな自然環境の保全 ③美しい農山村景観の創造 ④伝統文化の保全・継承と有効活用 ⑤除草作業軽減策の推進 ⑥遊休農地を活用した景観形成作物の栽培	農業者 JA 市

5. 重点施策

事務局作成

- ①担い手や経営体の育成
- ②集落営農体制の構築
- ③道の駅、農産物直売施設等による直売拡大
- ④安全で安心な農産物の提供
- ⑤水田農業の振興
- ⑥農産物のブランド化推進
- ⑦環境保全型農業の推進
- ⑧グリーンツーリズムの推進

7. 基本目標

事務局作成(資料6参照)

8. 参考資料(用語解説)

事務局作成

5. 重点施策

事務局作成

- ①担い手や経営体の育成
- ②集落営農体制の構築
- ③道の駅、農産物直売施設等による直売拡大
- ④安全で安心な農産物の提供
- ⑤水田農業の振興
- ⑥農産物のブランド化推進
- ⑦環境保全型農業の推進
- ⑧グリーンツーリズムの推進

項 目	方 向 性	実施主体 ²
(1) 担い手や経営体の育成	①法人設立の推進と支援 ②認定農業者の育成 ③農業制度資金の周知と制度の活用 ④農業経営研修の開催と経営相談機能の充実	市 農委 J A 振興C 普及C
(2) 集落営農体制の構築	①集落営農の普及活動の推進 ②集落営農組織の育成	市 農委 J A 振興C 普及C
(3) 道の駅、農産物直売施設等による直売拡大	①農産物直売施設の活動促進 ②道の駅、農産物直売施設等による販路の拡大	市 J A 普及C

² 実施主体の略称は下記の通り

普及C = 北筑前地域農業改良普及センター、J A = J Aむなかた、振興C = むなかた地域農業振興センター、農委 = 宗像市農業委員会、市 = 宗像市